

通知書

当職は、株式会社天時情報システム(以下「通知人」といいます。)の代理人として、貴殿に対し次のとおり通知いたします。

通知人は、貴殿が、平成29年8月ころから、メッセージアプリ「WeChat」における複数のグループ内のやり取りにて、多数のグループメンバーに対して、通知人が会社法、契約法、及び税法に違反する行為を行っている、裁判所により通知人の口座が凍結される可能性がある、通知人が名誉棄損行為を行っているなどと、全く事実に反する虚偽の情報を広め、通知人の信用を毀損している事実について、確認しています。

通知人としては、貴殿が広めている情報は全く身に覚えのない虚偽のものであり、このような 虚偽の情報が広まっていることについて、大変迷惑を被っております。このように虚偽の情報を 広め、信用を棄損する行為は違法な行為です。

また、貴殿は、通知人が不動産を購入するにあたりローン契約を申請した情報などを広めていますが、かかる不動産購入及びそれに伴うローン契約に関する情報についてのみは事実だとしても、このような財務上の情報を漏えいすることは、貴殿が平成29年7月31日付けで通知人との間に締結した「秘密保持に関する誓約書」に違反する可能性があります。

以上より、通知人は、本書をもって、貴殿に対して、早急に虚偽の情報による信用棄損行為及び秘密情報漏えい行為を中止するよう警告いたします。以後、同行為については固く謹んでいただきますようお願いいたします。

万一、今後、貴殿による同様の信用棄損行為又は秘密情報漏えい行為が確認できた場合には、 貴殿の違法な行為を差し止め又は違法な行為により生じた損害の賠償を請求するために、やむを 得ず訴訟その他の法的手段を採らざるを得なくなりますので、予めご承知置き下さい。また、虚 偽の情報による信用棄損行為については刑事罰等が課される可能性があることについてもご留意 ください。

当職らは通知人から本件に関する一切の委任を受けておりますので、今後のご連絡は当職ら宛にいただきますようお願いいたします。

なお、本書と同様の内容の日本語文及び中国語文を特定記録郵便にてお送りいたしましたので ご確認ください。









平成30年10月16日



T106-0032 東京都港区六本木一丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル11階 FAX03-6234-1586 TEL03-6234-1585 ベリーベスト法律事務所 通知人 株式会社天時情報システム 代理人 健 之 # 弁護士













郵便認証司 30. 10. 16

この郵便物は平成30年10月16日 第 12468080295 号書留内容証明郵便物 として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番: 2018101615554500100001 号

2/2頁





=配達証明=

〒136-0073 東京都江東区北砂5-20-10-609



+

孫 樹斌 殿





〒106-0032 東京都港区六本木一丁目 8 - 7 MF P R 六本木麻布台ビル11階

ベリーベスト法律事務所 弁護士 萩原 達也















